

学校規模・配置の現状等

平成27年2月17日

1 県立高等学校の配置状況

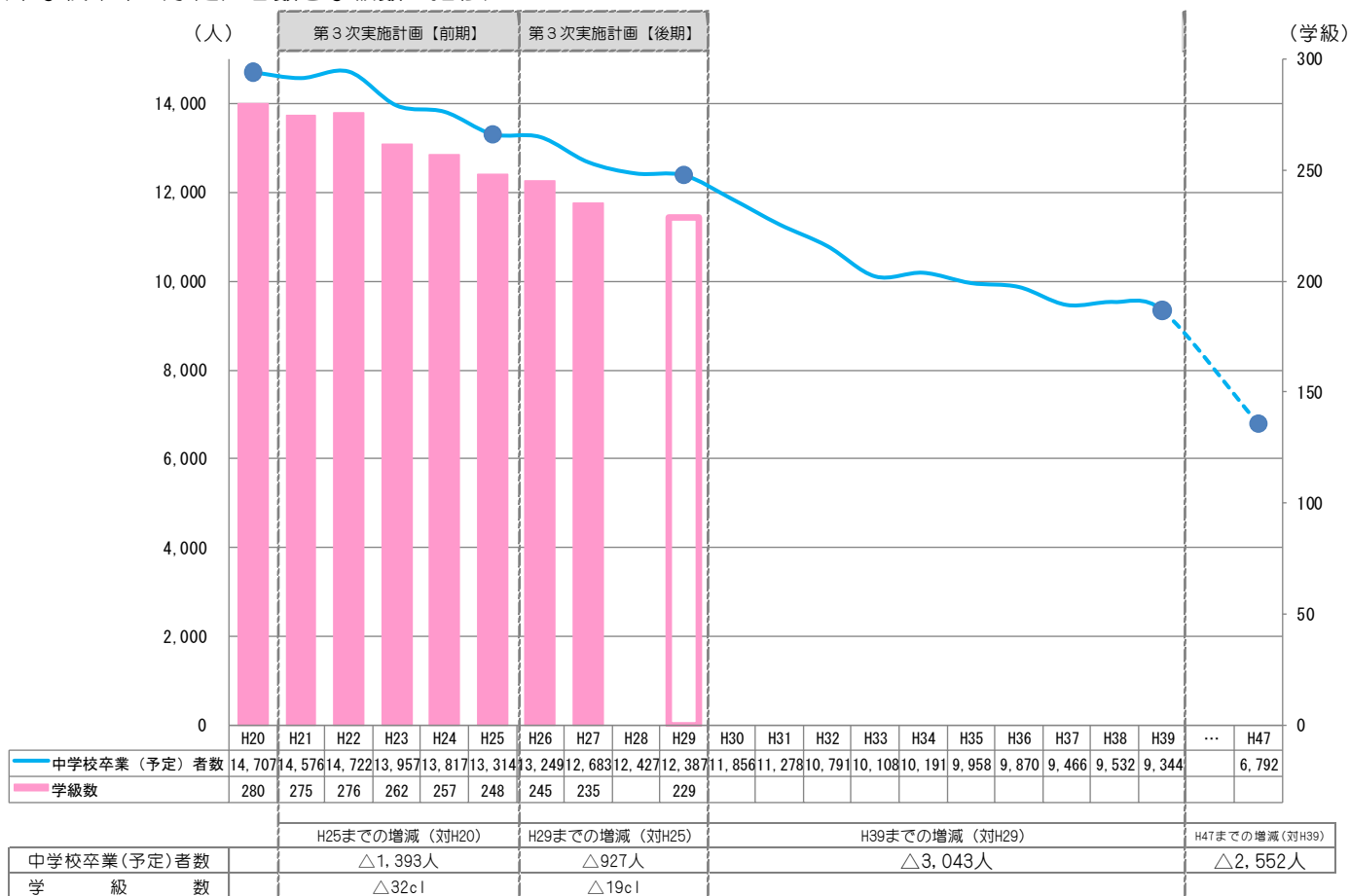
(平成26年4月1日現在)

- 普通科の高校
- 専門学科の高校
- 総合学科の高校



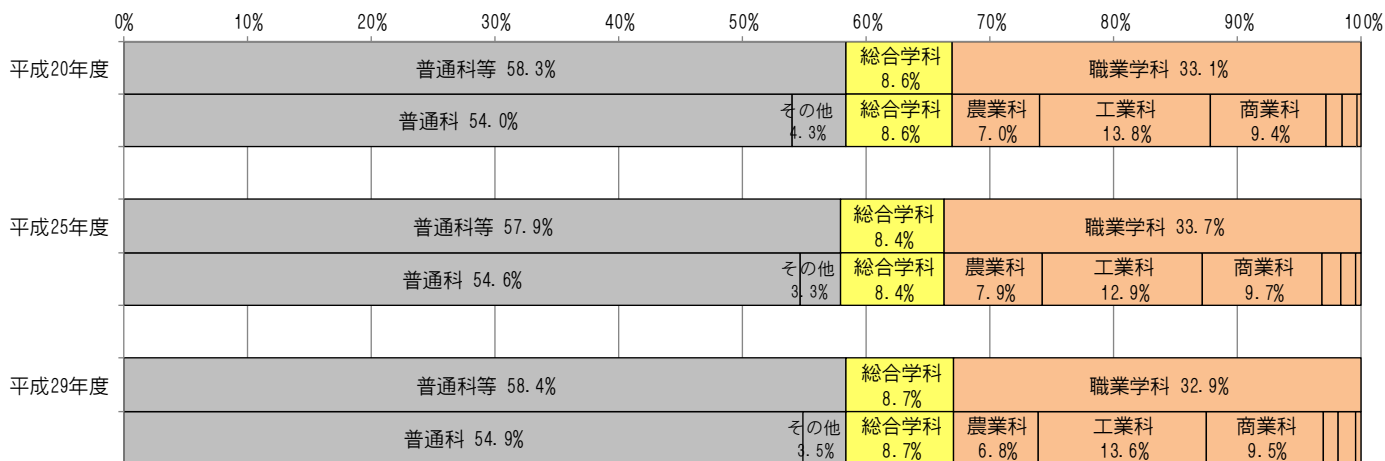
2 県全体の中学校卒業（予定）者数の推移等

（中学校卒業（予定）者数と学級数の推移）



※ 中学校卒業予定者数は、県教育庁高等学校教育改革推進室推計値。
 なお、平成47年3月の中学校卒業予定者数は、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に推計、公表した「日本の地域別将来推計人口」を基に算出・推計した。

（普通科等・職業学科・総合学科の割合）



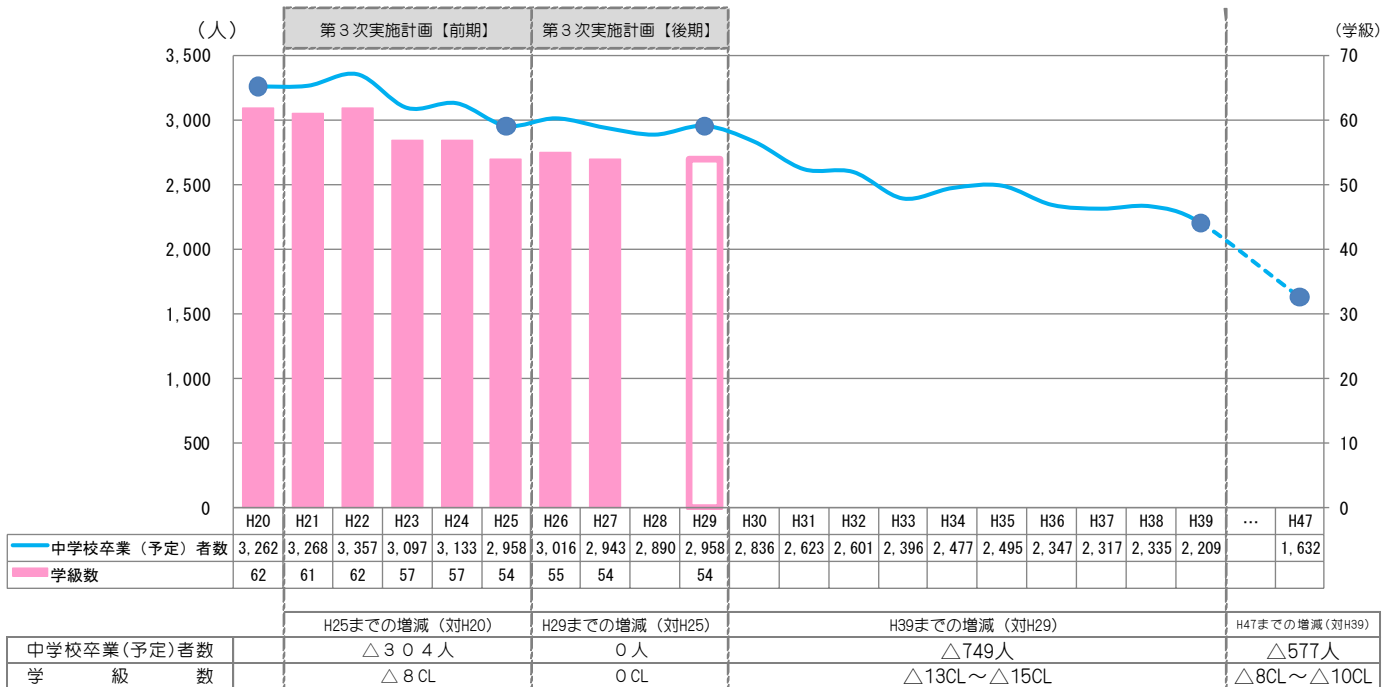
※ 普通科等 … 普通科、理数科、英語科、外国語科、表現科、スポーツ科学科等の各学科
 職業学科 … 農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科の各学科

3 地区毎の中学校卒業（予定）者数の推移等

(1) 東青地区

(中学校卒業（予定）者数と学級数の推移)

※ 中学校卒業予定者数は、県教育庁高等学校教育改革推進室推計値。
 なお、平成47年3月の中学校卒業予定者数は、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に推計、公表した「日本の地域別将来推計人口」を基に算出・推計した。

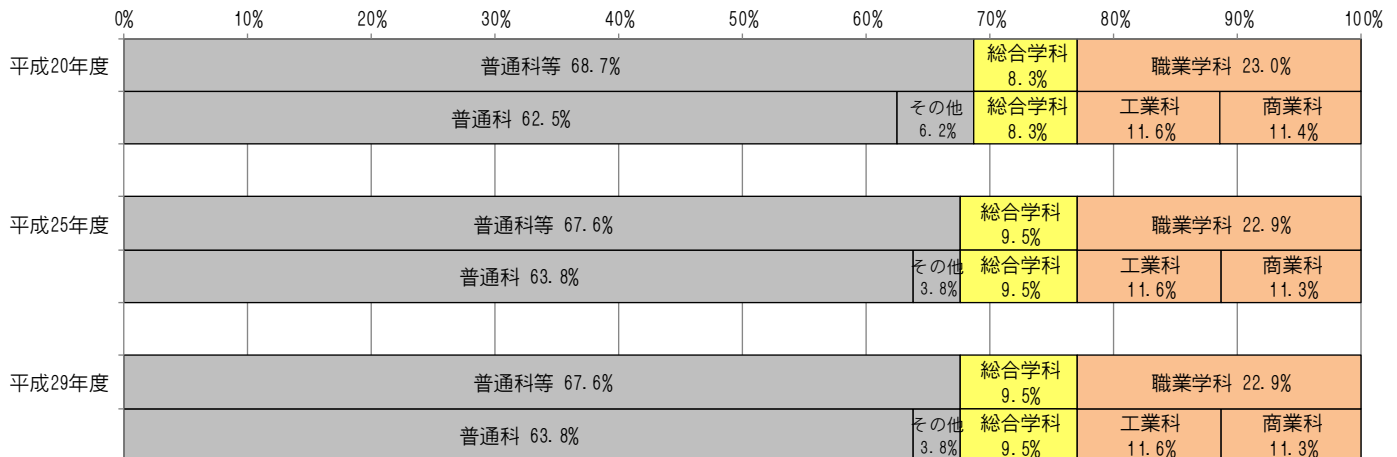


(各学校の規模の推移)

※平成29年度の学級数は、県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】によるもの。平成30年度以降の学級数は、これまでの高等学校進学率、他県・他地区との流出入等の状況を勘案し、算出した。



(普通科等・職業学科・総合学科の割合)

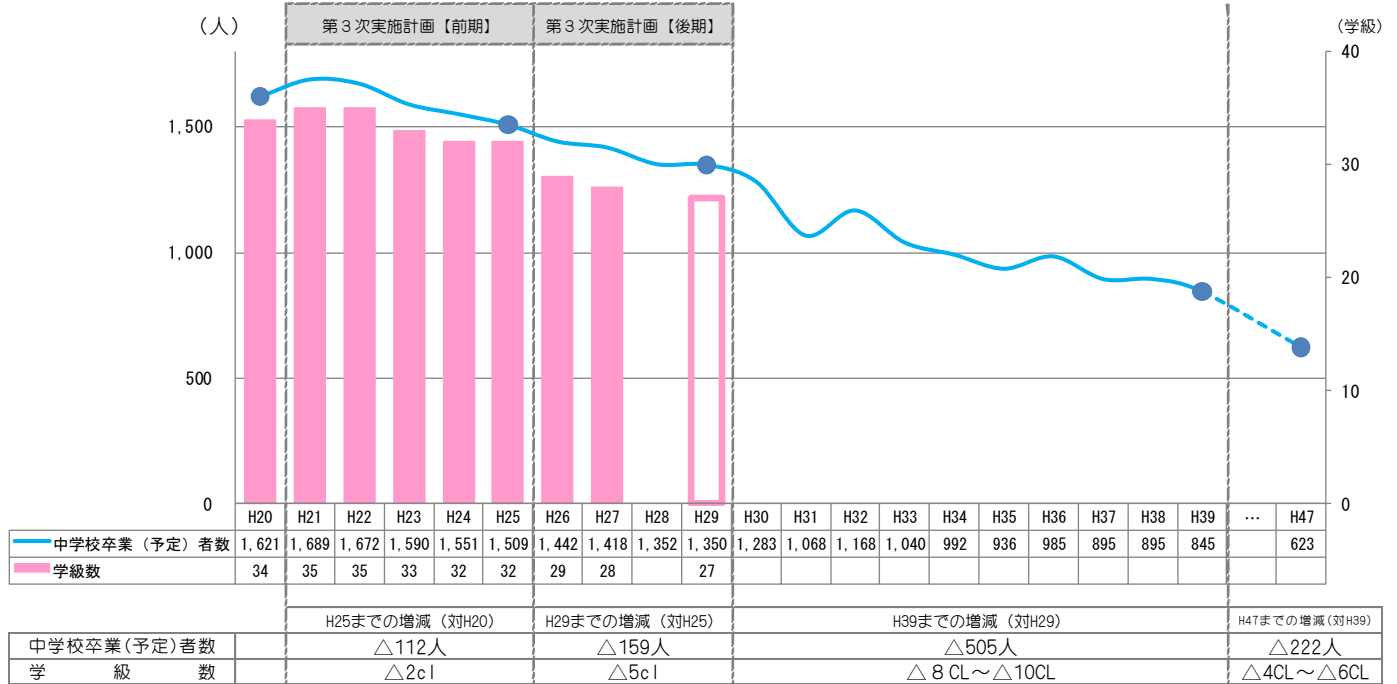


※ 普通科等 … 普通科、理数科、英語科、外国語科、表現科、スポーツ科学科等の各学科
 職業学科 … 農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科の各学科

(2) 西北地区

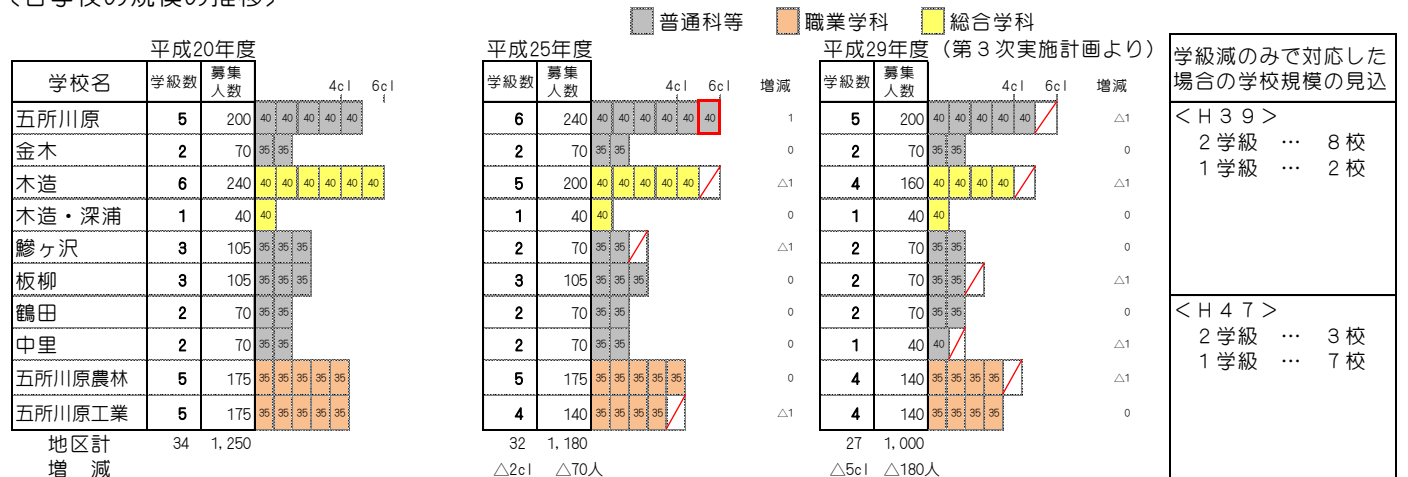
(中学校卒業(予定)者数と学級数の推移)

※ 中学校卒業予定者数は、県教育庁高等学校教育改革推進室推計値。
 なお、平成47年3月の中学校卒業予定者数は、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に推計、公表した「日本の地域別将来推計人口」を基に算出・推計した。



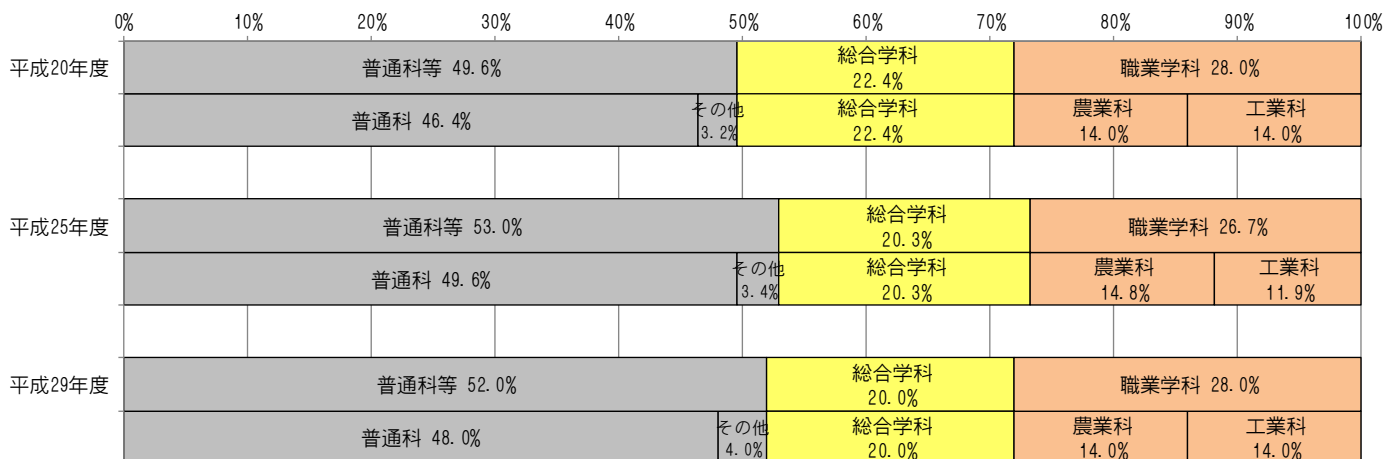
※平成29年度の学級数は、県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】によるもの。平成30年度以降の学級数は、これまでの高等学校進学率、他県・他地区との流入等々の状況を勘案し、算出した。

(各学校の規模の推移)



※学級数の多い学校から学級減を行い対応した場合の見込

(普通科等・職業学科・総合学科の割合)

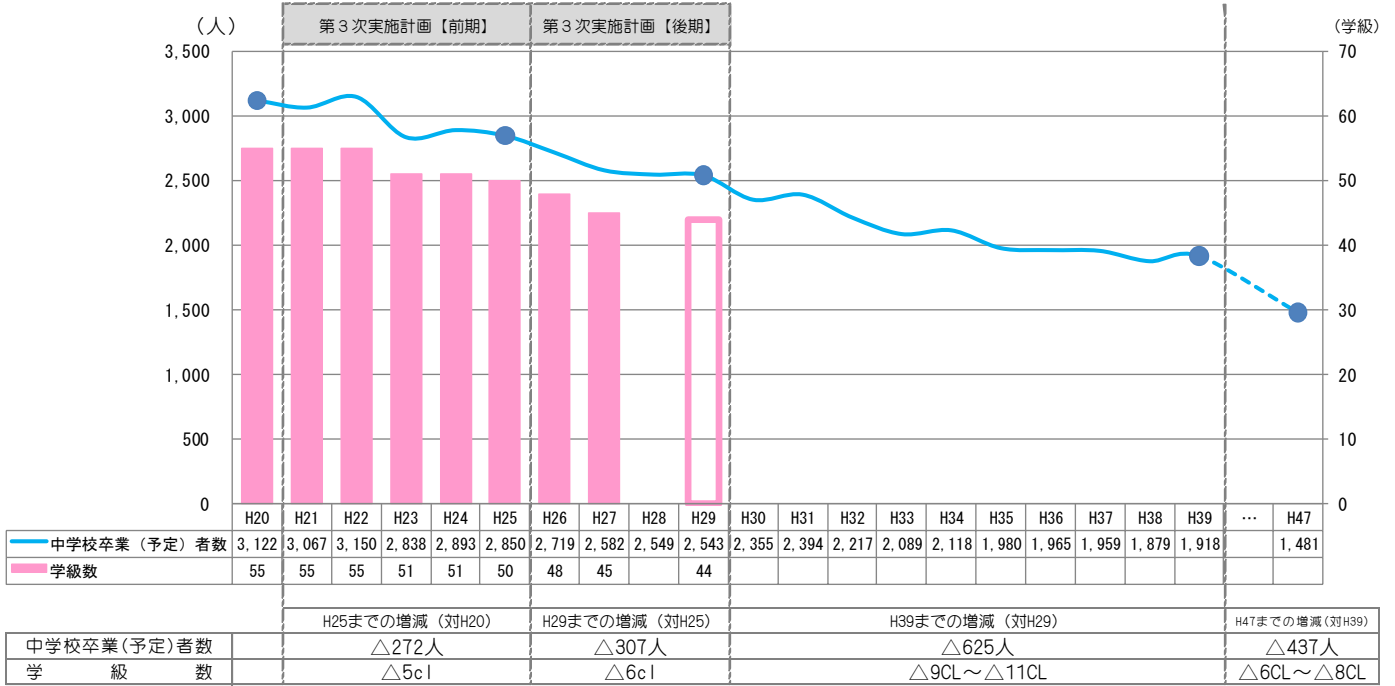


※普通科等 ... 普通科、理数科、英語科、外国語科、表現科、スポーツ科学科等の各学科
 職業学科 ... 農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科の各学科

(3) 中南地区

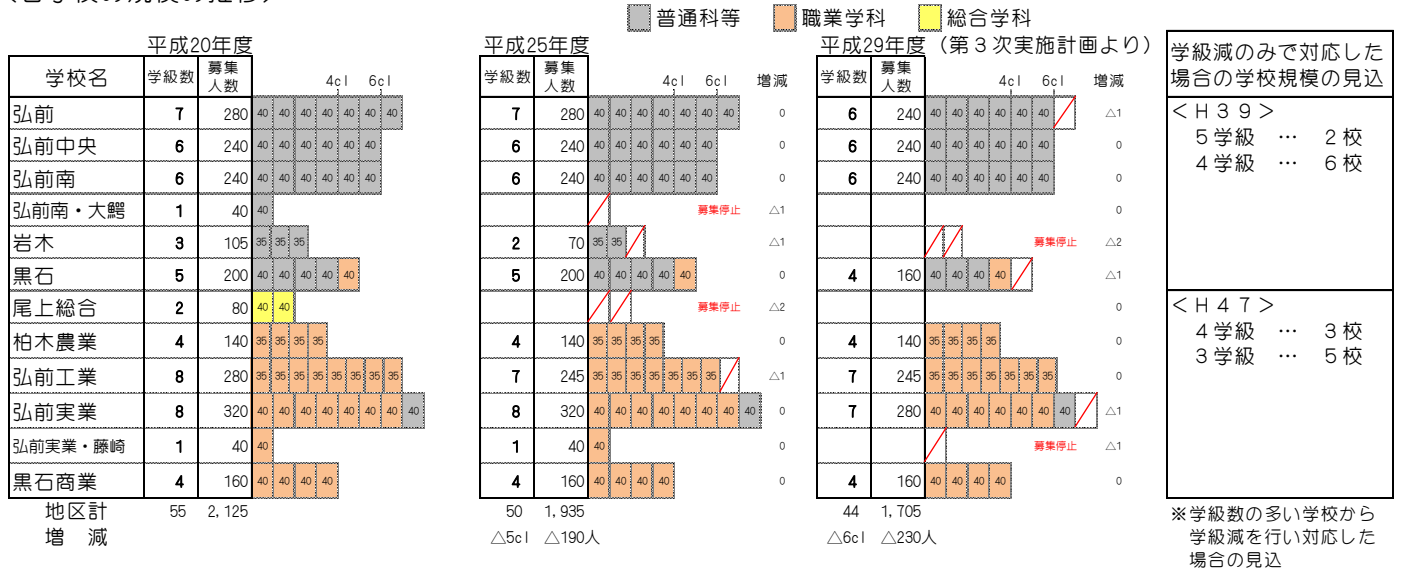
(中学校卒業(予定)者数と学級数の推移)

※ 中学校卒業予定者数は、県教育庁高等学校教育改革推進室推計値。
 なお、平成47年3月の中学校卒業予定者数は、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に推計、公表した「日本の地域別将来推計人口」を基に算出・推計した。

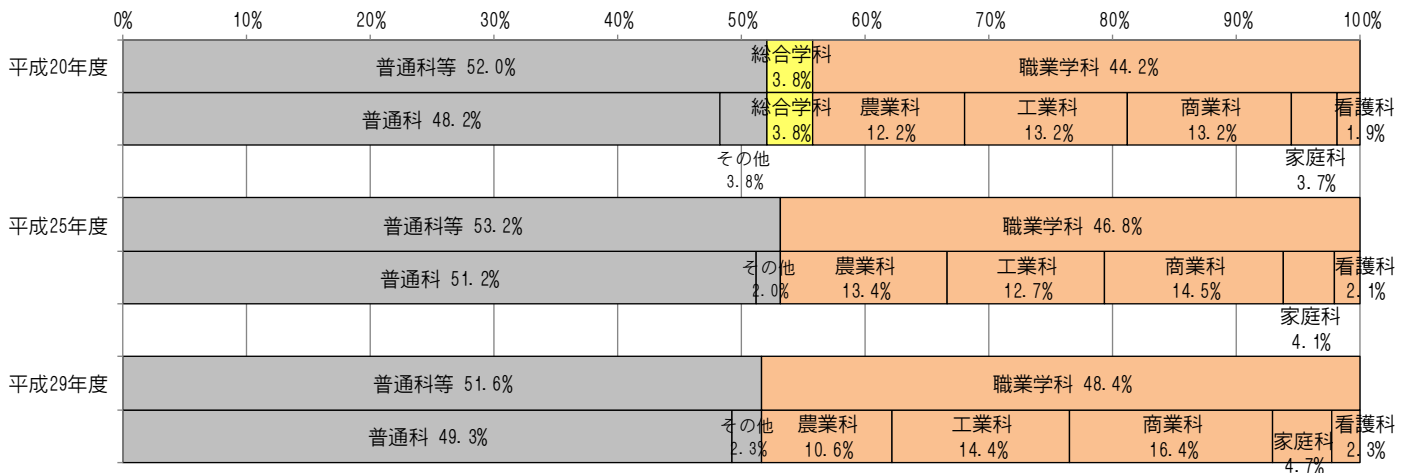


※平成29年度の学級数は、県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】によるもの。平成30年度以降の学級数は、これまでの高等学校進学率、他県・他地区との流出入等の状況を勘案し、算出した。

(各学校の規模の推移)



(普通科等・職業学科・総合学科の割合)

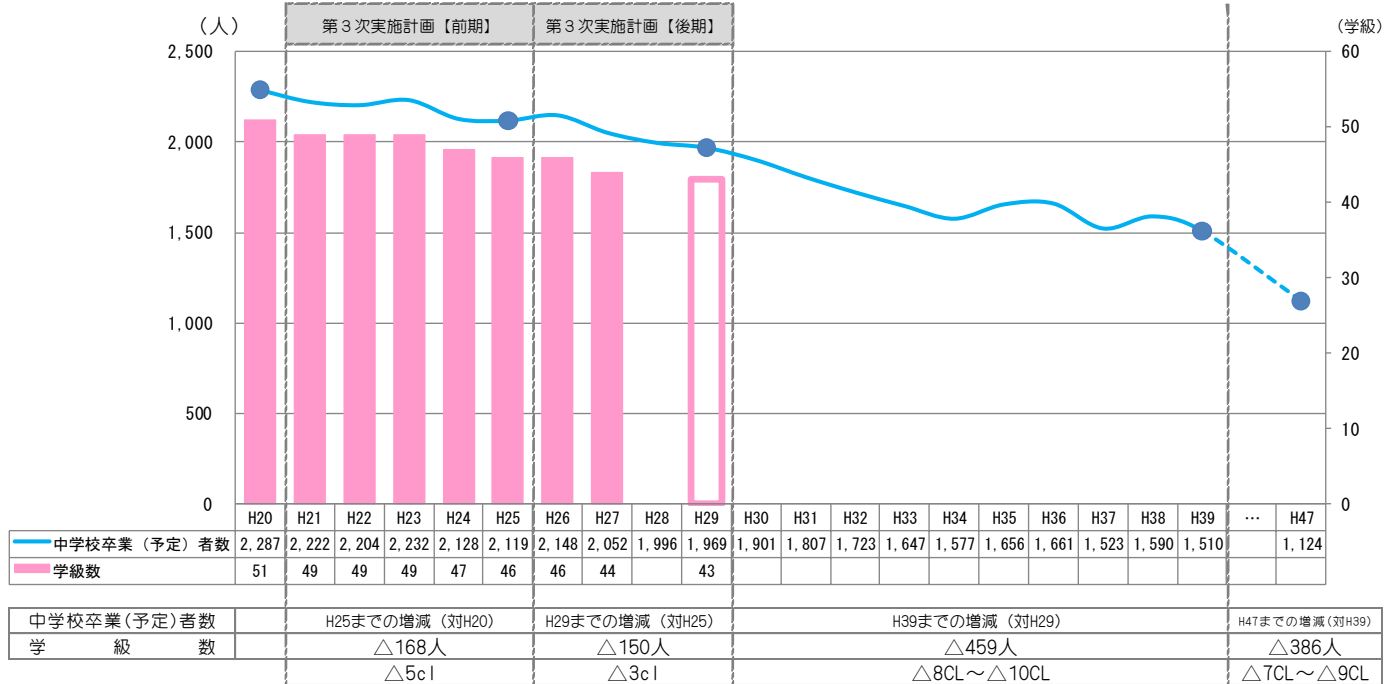


※普通科等 ... 普通科、理数科、英語科、外国語科、表現科、スポーツ科学科等の各学科
 職業学科 ... 農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科の各学科

(4) 上北地区

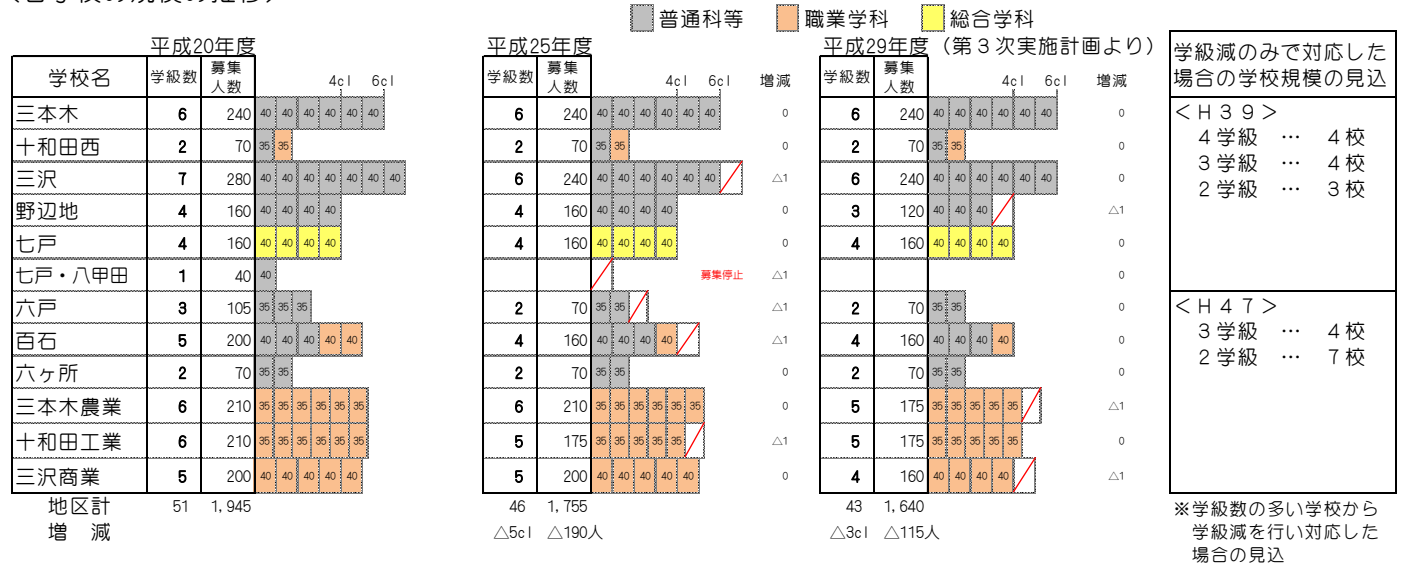
(中学校卒業(予定)者数と学級数の推移)

※ 中学校卒業予定者数は、県教育庁高等学校教育改革推進室推計値。
 なお、平成47年3月の中学校卒業予定者数は、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に推計、公表した「日本の地域別将来推計人口」を基に算出・推計した。

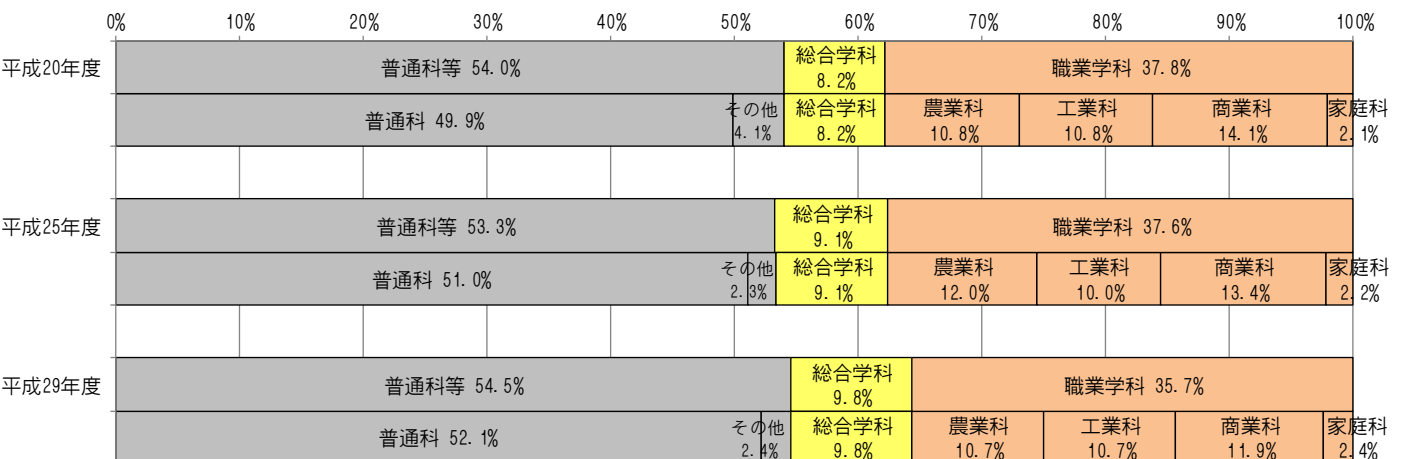


※平成29年度の学級数は、県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】によるもの。平成30年度以降の学級数は、これまでの高等学校進学率、他県・他地区との流出入等の状況を勘案し、算出した。

(各学校の規模の推移)



(普通科等・職業学科・総合学科の割合)

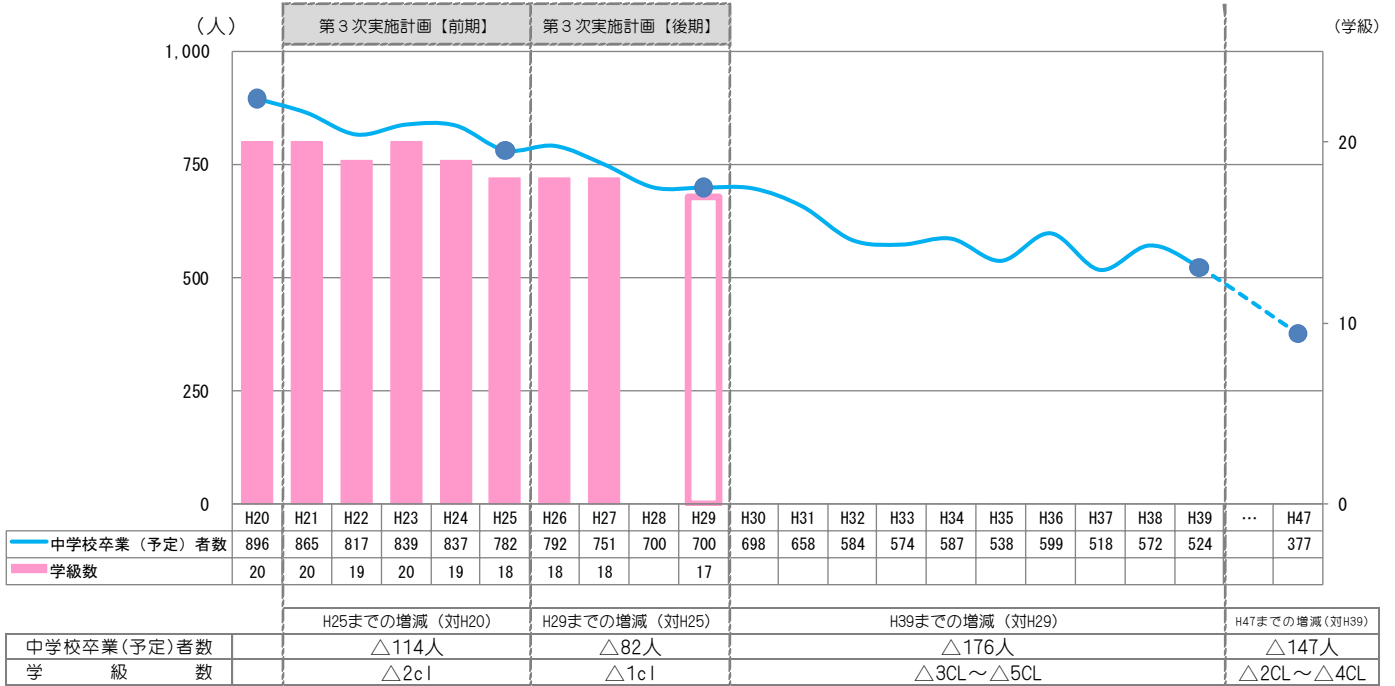


※普通科等 ... 普通科、理数科、英語科、外国語科、表現科、スポーツ科学科等の各学科
 職業学科 ... 農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科の各学科

(5) 下北地区

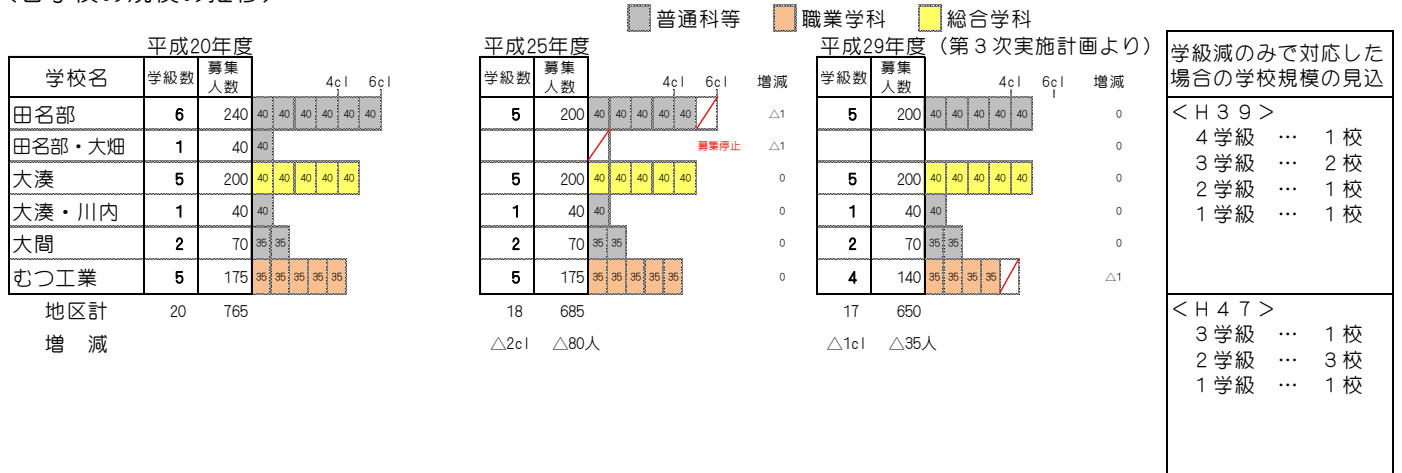
(中学校卒業(予定)者数と学級数の推移)

※ 中学校卒業予定者数は、県教育庁高等学校教育改革推進室推計値。
 なお、平成47年3月の中学校卒業予定者数は、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に推計、公表した「日本の地域別将来推計人口」を基に算出・推計した。



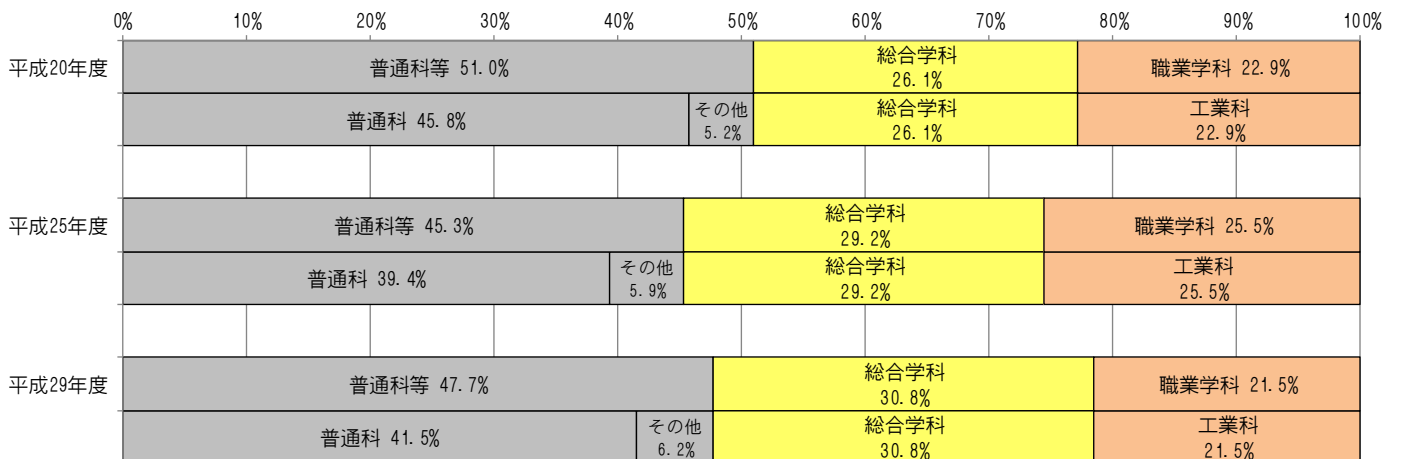
※平成29年度の学級数は、県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】によるもの。平成30年度以降の学級数は、これまでの高等学校進学率、他県・他地区との流出入等の状況を勘案し、算出した。

(各学校の規模の推移)



※学級数の多い学校から学級減を行い対応した場合の見込

(普通科等・職業学科・総合学科の割合)

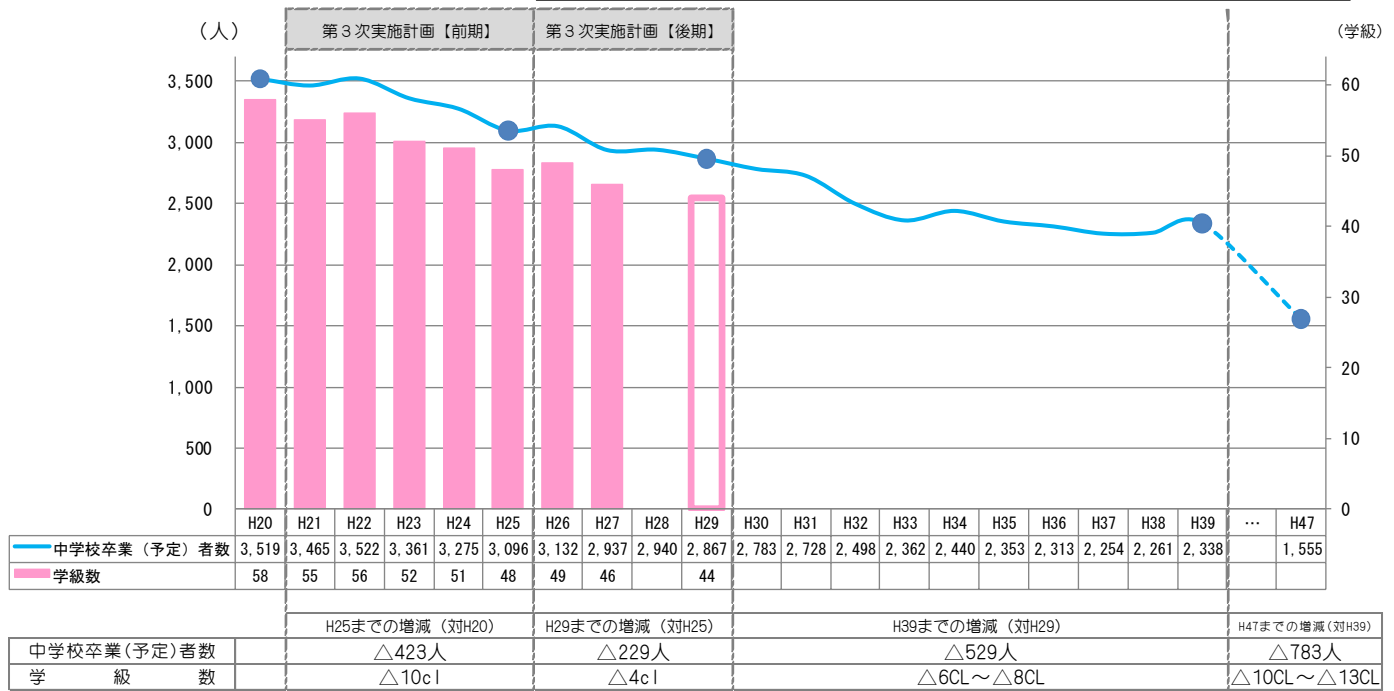


※普通科等 ... 普通科、理数科、英語科、外国語科、表現科、スポーツ科学科等の各学科
 職業学科 ... 農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科の各学科

(6) 三八地区

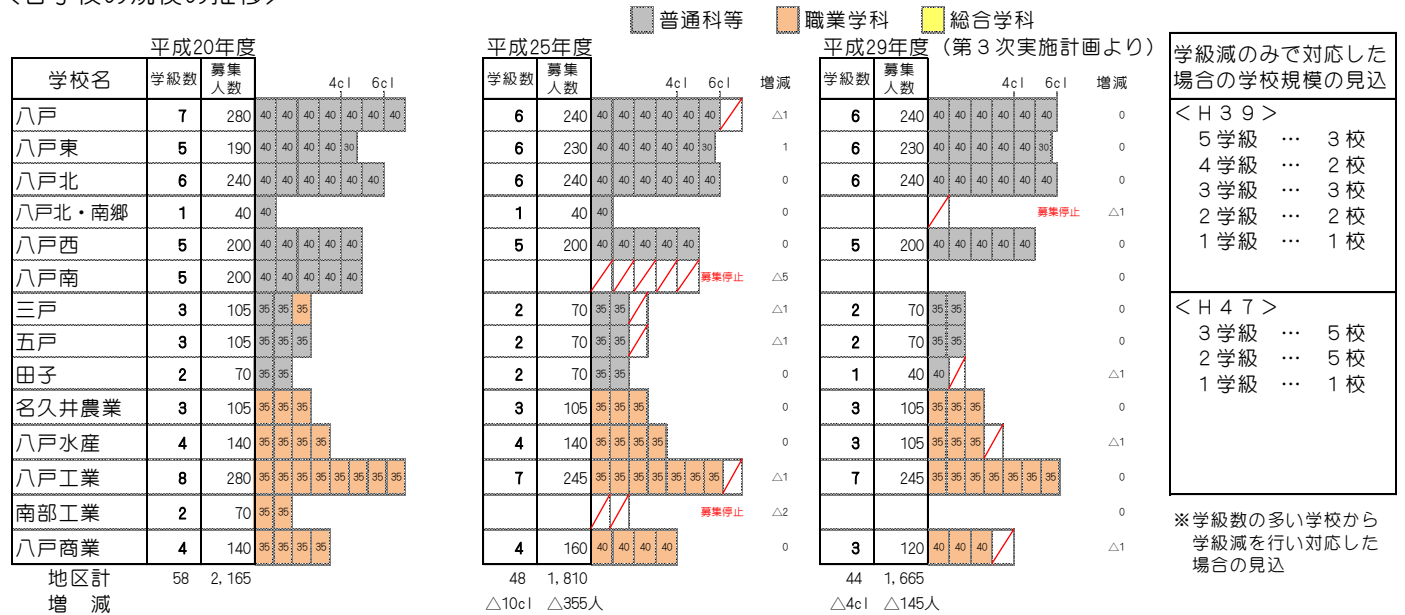
(中学校卒業(予定)者数と学級数の推移)

※ 中学校卒業予定者数は、県教育庁高等学校教育改革推進室推計値。
 なお、平成47年3月の中学校卒業予定者数は、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に推計、公表した「日本の地域別将来推計人口」を基に算出・推計した。

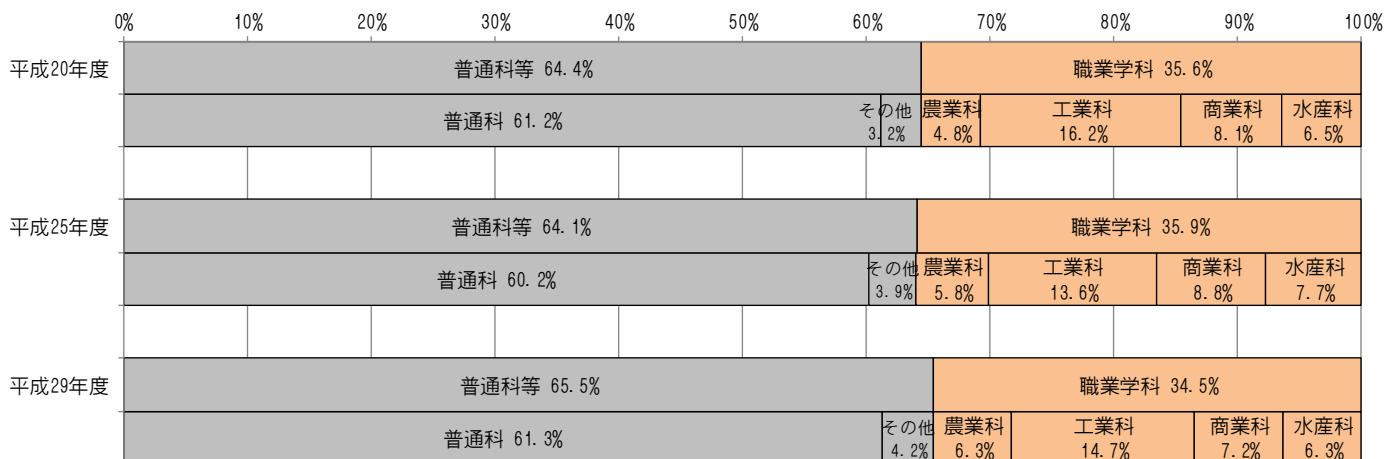


※平成29年度の学級数は、県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】によるもの。平成30年度以降の学級数は、これまでの高等学校進学率、他県・他地区との流出入等の状況を勘案し、算出した。

(各学校の規模の推移)



(普通科等・職業学科・総合学科の割合)



※普通科等 ... 普通科、理数科、英語科、外国語科、表現科、スポーツ科学科等の各学科
 職業学科 ... 農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科の各学科

参考資料

1	学校規模・配置に関する法令の規定.....	11
	(1) 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律.....	11
	(2) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令.....	12
	(3) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引.....	12
2	県立高等学校教育改革実施計画における学校規模・配置.....	13
	(1) 県立高等学校教育改革実施計画〔第1次(素案)〕.....	13
	(2) 県立高等学校教育改革第2次実施計画.....	14
	(3) 県立高等学校教育改革第3次実施計画.....	15
3	学校規模の現状.....	17
4	各都道府県における望ましい学校規模.....	18
5	その他(ICTの活用に関する国の検討状況).....	19

1 学校規模・配置に関する法令の規定

(1) 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

(公立の高等学校の適正な配置及び規模)

第4条 都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。

(学級編制の標準)

第6条 公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。)の全日制の課程又は定時制の課程における1学級の生徒の数は、40人を標準とする。ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。

(参考) 小・中学校に関する規定

◇学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、1.2学級以上1.8学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

(第79条で、中学校に準用。)

第42条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

(第79条で、5学級を2学級に読み替えて中学校に準用。)

◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律

(国の負担)

第3条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 2分の1

(2) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(適正な学校規模の条件)

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあっては6キロメートル以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

(3) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

<望ましい学級数の考え方(概要)>

- 小学校では、複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましい。
- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには9学級以上を確保することが望ましい。
- 学校規模の適正化の検討に当たっては、学級数と併せて学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数も考慮する必要がある。

<学校の適正配置(通学条件)>

- 徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当。
- 通学時間については、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断を行うことが妥当。

2 県立高等学校教育改革実施計画における学校規模・配置

(1) 県立高等学校教育改革実施計画〔第1次(素案)〕(平成12年10月) 〔平成12～16年度〕

(整備方針)

- 県高等学校教育改革推進検討会議からの報告でも述べられていますが、十分な教育効果を上げるためには、1学年当たりの学級数は4～8学級程度が望ましいと考えられます。また、今後の中学校卒業生数の減少により、全体的に学校の規模が縮小していく傾向の中で、1学年9学級の学校は過大と考えられることから、これらの学校については、これまでと同様、学級数を減じていきます。

- 2学級以下の学校にあっては、近隣の学校の配置状況や生徒の通学の利便性等を充分踏まえながら、より多様な教科・科目の開設や弾力的な履修を可能にするなど学校教育活動の活性化を目指した発展的統合について検討していくこととします。
また、次の場合には分校化あるいは統廃合を図っていきます。
 - ア 学級編制上1学年2学級が維持できない状態が見込まれ、その後も入学者の増加が見込まれない場合。
 - イ 分校の生徒数が極端に少なくなることにより、学校としての教育活動の維持に著しい困難が見込まれる場合。

- 普通科等への志向が高い状況を考慮し、普通科等の比率が低い学区にあっては、その比率を漸増していきます。

- 職業高校にあっては、1学科1学級が多いため、学級減は学科の廃止につながり、生徒の進路選択の幅を狭めたり、地域産業のニーズに答えられないなどの問題が生ずることから、学級減に当たっては、社会の変化や生徒のニーズに対応した学科再編やコース制の導入等を行っていきます。

(2) 県立高等学校教育改革第2次実施計画(平成16年10月)

[平成17～20年度]

(整備方針)

- 中学校卒業生数の減少に対応して、引き続き学級減等を行うとともに、活気ある教育活動が展開され、その教育効果が最大限に発揮されるよう、「青森県高等学校教育改革推進検討会議」からの報告で示された「望ましい学校規模」とされる1学年4～8学級を目指し、計画的に統廃合を進めます。

(適正な学校の規模・配置計画)

- 本計画では、教育の機会均等や全県のバランスも考慮しつつ、適正な学校の規模・配置計画について、平成16年10月時点における行政区域を基に、以下の方針により策定しました。

- ① 現在ある分校は、平成20年度までに募集停止とします。
- ② 市部の学校については、1学年4～8学級を維持することとし、3学級以下の学校については、平成20年度までに募集停止とします。
- ③ 町村部の1学年3学級以下の学校については、地元生徒の志願・入学状況を踏まえ、学級減等を行い、1学級募集とする学校については、全学年が1学級規模となった段階で校舎制に切り替えます。

なお、上記の①～③による学級減だけでは、計画期間内の生徒数の減少に対応できないことから、さらに市部の県立高等学校について、学級減を実施することとなります。

(平成20年度の学校規模の状況)

望ましい規模未満	望ましい規模	望ましい規模以上	合計
1～3学級	4～8学級	9学級～	
26校	40校	0校	66校
39%	61%	0%	

(3) 県立高等学校教育改革第3次実施計画（平成20年8月）
〔前期：平成21～25年度〕 〔後期：平成26～29年度〕

（望ましい学校規模）

○ 一定規模以上の学校規模とすることにより、生徒の多様な進路志望に対応する教科・科目の開設や様々な専門性を有する教員の配置が可能になるなど、大学等への進学や就職に向けた資格取得等に対応した教育の展開が期待できます。

また、学校行事をはじめとする特別活動等の充実や部活動における多様な選択肢の確保が可能になるなど、生徒が集団の中で様々な個性や価値観に触れ、互いに切磋琢磨しながら、確かな学力と逞しい心を身に付けるための教育環境を整えることができます。

本県では、青森市、弘前市及び八戸市（以下「三市」という。）の人口規模が他の市町村と比べて大きく、また、近隣の市町村から三市の普通高校へ進学を希望する中学生が多いという特徴があります。このため、学校規模については、三市にある普通高校とそのほかの市町村にある普通高校において、それぞれの視点で考える必要があります。

また、普通高校以外の高等学校については、これまでの志願・入学状況などに対応して、学校規模が多様となっています。

これらのことを踏まえ、三市の普通高校とそのほかの全ての高等学校について、望ましい学校規模を次のとおり考えます。

ア 三市の普通高校については、1学年当たり6学級以上の学校規模とします。

イ そのほかの全ての高等学校については、1学年当たり4学級以上の学校規模とします。

（学校配置の方向性）

① 基本的な考え方

ア 望ましい学校規模になるよう6地区（東青・西北・中南・上北・下北・三八）ごとに、中学校卒業予定者数の推移、社会や生徒のニーズに対応した普通科等・職業学科・総合学科の割合という観点から計画的に統合等を進めます。

イ 既存の1学年1学級規模の校舎制導入校については、計画的に募集停止します。

ウ 本県の産業動向や地域が求める人材育成等に対応した学校配置を進めます。

② 地区ごとの学校配置

ア 各地区の普通科等・職業学科・総合学科の配置割合は、これまで地域の産業構造の特性や学科設置の経緯などにより異なっていることについて十分に配慮します。

イ 他の学校へ通学することが困難である場合などは、地区の事情による柔軟な学校配置等にも配慮します。

ウ 統合については、同じ分野の高校（普通高校と普通高校、農業高校と農業高校、工業高校と工業高校など）を優先して進めます。

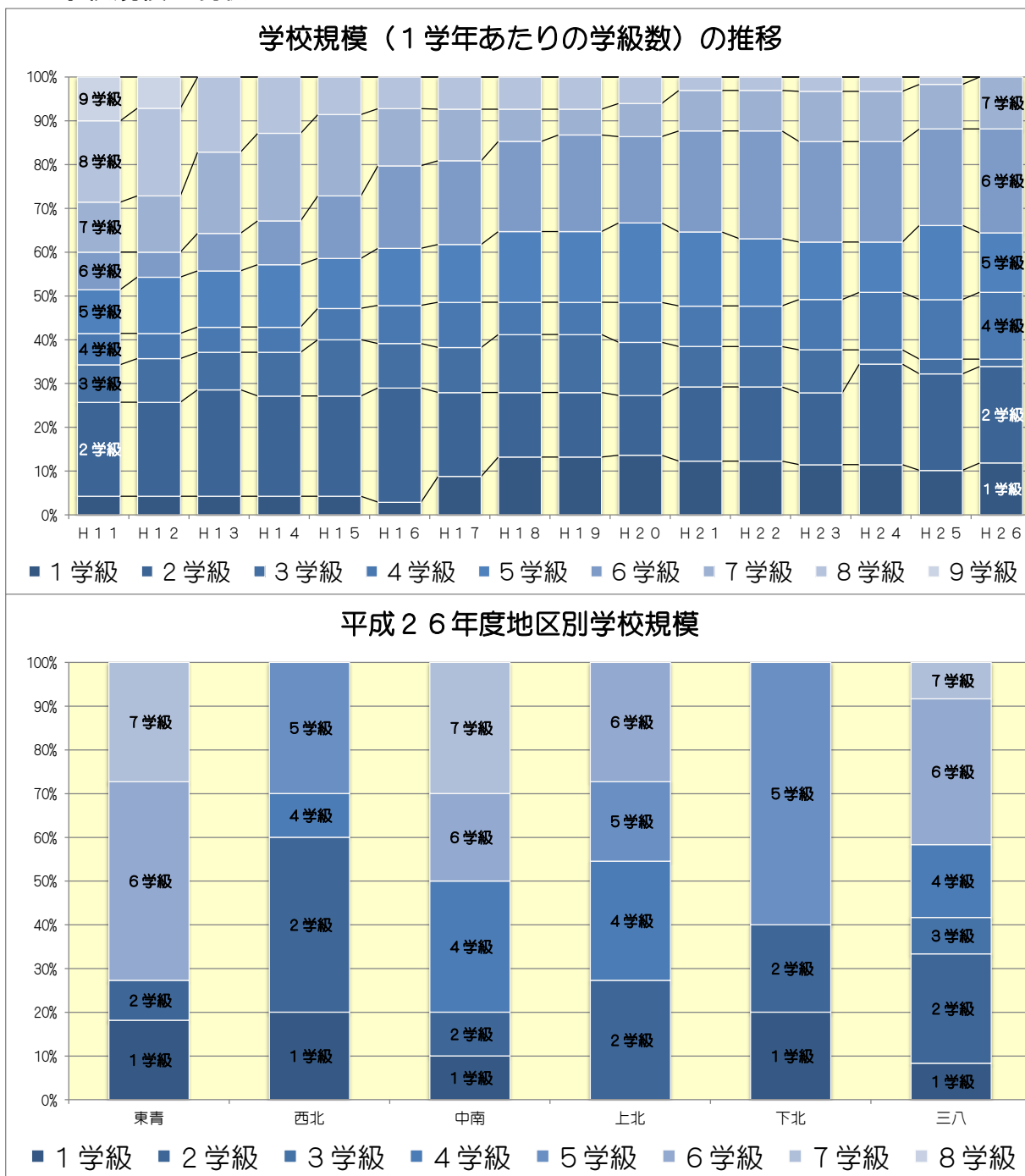
③ 第2次実施計画による校舎制導入校の今後の方向性

第2次実施計画による校舎制導入校については、生徒の入学状況等を勘案し、地域において高校教育を受ける機会の確保に配慮しながら、計画的に募集停止します。なお、生徒の入学状況等により、実施年度を変更することもあります。

(平成25年度の学校規模の状況)

	望ましい規模未満	望ましい規模	合計
三市の 普通高校	(1～5学級)	(6学級～)	
	4校	11校	15校
	27%	73%	
その他の 高校	(1～3学級)	(4学級～)	
	18校	26校	44校
	41%	59%	
合計	22校	37校	59校
	37%	63%	

3 学校規模の現状



（平成26年度の学校規模の状況）

	望ましい規模未満 （1～5学級）	望ましい規模 （6学級～）	合計
三市の 普通高校	3校	12校	15校
	20%	80%	
その他の 高校	18校	26校	44校
	41%	59%	
合計	21校	38校	59校
	36%	64%	

4 各都道府県における望ましい学校規模

- ・望ましい規模を4～8学級としている都道府県が多い（32都道県）。
- ・そのほか、6～8学級が7府県、2～8学級が2県、3～8学級が2県、5～8学級が1県、その他3県（本県、6学級1県、8学級1県）となっている。

都道府県名	望ましい学校規模	都道府県名	望ましい学校規模
北海道	4～8学級	滋賀県	6～8学級
青森県	3市の普通高校 6学級以上 それ以外の高校 4学級以上	京都府	学年制 8学級 単位制 6学級
岩手県	4～8学級	大阪府	6～8学級
宮城県	6学級	兵庫県	普通科 6～8学級 総合学科 4～8学級 専門学科 3～8学級 生徒減少地域 3～8学級
秋田県	4～8学級		
山形県	4～8学級		
福島県	4～8学級		
茨城県	4～8学級	奈良県	8学級
栃木県	4～8学級	和歌山県	4～8学級
群馬県	4～8学級	鳥取県	4～8学級
埼玉県	普通科 6～8学級 専門学科 6学級 総合学科 6～8学級	島根県	4～8学級
		岡山県	4～8学級
千葉県	都市部 6～8学級 郡部 4～8学級	広島県	中山間地域 2～6学級 その他の地域 4～8学級
		山口県	4～8学級
東京都	6学級を基本としつつ 4～8学級	徳島県	4～8学級
		香川県	5～8学級
神奈川県	6～8学級	愛媛県	4～8学級
新潟県	4～8学級	高知県	4～8学級 中央部は 6～8学級
富山県	4～8学級		
石川県	4～8学級	福岡県	4～8学級
福井県	4～8学級	佐賀県	4～8学級
山梨県	4～8学級	長崎県	4～8学級
長野県	2～8学級	熊本県	4～8学級
岐阜県	4～8学級	大分県	4～8学級
静岡県	6～8学級	宮崎県	4～8学級
愛知県	6～8学級	鹿児島県	4～8学級
三重県	3～8学級	沖縄県	4～8学級

（現行計画又は直近の計画における適正規模。高等学校教育改革推進室調べ。）

5 その他（ICTの活用に関する国の検討状況）

◇高等学校における遠隔教育の在り方について（報告）

高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議（平成26年12月8日）

① 遠隔教育の導入の目的・意義

- 離島・過疎地等の生徒に対する教育機会の確保
- 多様かつ高度な教育に触れる機会の提供
- 不登校や療養中など特別な支援が必要な生徒に対する個別学習ニーズへの対応

② 改革の方向性

- 全日制・定時制課程においても、一定の要件の下で、遠隔教育の導入を認める
（具体的な要件）
 - ・原則として同時双方向型
 - ・74単位のうち36単位を上限として認める
（直接対面による授業を一定時間行う）
 - ・配信側の教員は担当教科の免許保持者であり、かつ受信者側の高等学校に属する身分を有する者

等

③ 推進方策

- 遠隔教育に関する規定の明確化など必要な制度改正の実施
- 遠隔教育を先導的に導入する高等学校における調査研究の実施
- 受信側で授業をサポートする者の確保や、ICT支援員の効果的な配置など体制の構築
- ICT機器やネットワーク環境の整備
- 遠隔教育に係る指導方法や機器の有効な活用法策等について研修の実施